

白川病院 行動計画（女性活躍推進法）

(目的)女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため。

当院の行動計画 女性が多い職場であり、能力、技術力の修得と協力体制から雇用環境の整備を行い、有給休暇の取得日数の向上をはかる。

計画期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日

目的 有給休暇の取得向上 目標 令和4年度 12.0日 令和5年度 12.5日
令和6年度 13日

取組内容・実施期間

- ・令和4年4月1日～経営企画室にて毎月の有給休暇日数把握を行い、取得が思わしくない職員に対して取得を促します。また所属長に有給が取得できない事由の聞き込みを行い改善を指導する。
- ・令和4年4月1日～毎週火曜日の朝会において各部署の時間外実績と理由を発表し、時間外を改善する意識付けを行い、有給が取りやすい職場環境をつくれます。
- ・令和4年7月1日～労働者間の助け合いの好事例発表・評価等による互いに助け合う職場風土の醸成を行います。

以上